

猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

( 通知用 )

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

あなたが所得税法 第 60 条の 2  
第 60 条の 3 の規定により課税された \_\_\_\_\_ 年分の所得税及び復興特別所得  
税について、同法 第 137 条の 2 第 1 項  
第 137 条の 3 第 1 項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、猶予期間  
第 137 条の 3 第 2 項  
が満了し、次のとおり猶予期限が確定しますので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額・・・ \_\_\_\_\_ 円
- 2 猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額）  
..... \_\_\_\_\_ 円
- 3 利子税の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・..... \_\_\_\_\_ 円
- 4 確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限・・・・・・・・..... 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

猶予期間が満了した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記 4 の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記 4 の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記 2 の猶予確定税額に、上記 4 の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

## 猶予期間が満了した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

### 使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期間が満了した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。